

图 3-2-8.2 鳥獸保護区等位置図

凡 例



鳥獸保護区



特定猟具使用禁止区域

出典：「平成27年度 千葉県鳥獸保護区等位置図」(平成27年11月1日現在)
(千葉県)

対象事業実施区域



1 : 50,000



(3) 公害防止に係る指定及び規制の状況

ア. 大気汚染

(ア) 環境基準

環境基本法に基づく大気汚染に係る環境基準は、表3-2-8.5(1)、(2)、(3)に示すとおりである。なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、「エ. ダイオキシン類」の項に記載する。

表3-2-8.5(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04 から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、川電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 1：浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう
- 2：光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限る、二酸化窒素を除く)をいう
二酸化いおう：「昭和48年 環告第25号」
一酸化炭素：「昭和48年 環告第25号」
二酸化窒素：「昭和53年 環告第38号」

表3-2-8.5(2) 大気汚染に係る環境基準 (ベンゼン等)

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法。			

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン：「平成9年 環告第4号」
ジクロロメタン：「平成13年 環告第30号」

表3-2-8.5(3) 大気汚染に係る環境基準 (微小粒子状物質)

物質	微小粒子状物質
環境上の条件	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
測定方法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

「平成21年 環告第33号」

(イ) 県環境目標値

千葉県は、二酸化窒素に係る環境目標値を、表3-2-8.6に示すように定めている。

表3-2-8.6 二酸化窒素に係る千葉県環境目標値

日平均値の年間98%値が0.04ppm以下

〔昭和54年 大第114号環境部長通知〕

イ. 水質汚濁

(ア) 環境基準

a. 公共用水域

環境基本法に基づく公共用水域における水質の汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準とに分けて設定されている。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域について一律に適用されるものであり、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域毎に指定された各公共用水域の水域類型毎に設定されている。

水質の汚濁に係る環境基準は、表3-2-8.7(1),(2)に示すとおりである。

排水先の環境基準の類型指定状況は、表3-2-8.8(1),(2)に示すとおりであり、直接の排水先河川である御腹川にはBOD等の水質汚濁に係る環境基準についてはA類型が指定されており、御腹川が流入する小櫃川上流側にはA類型が、下流側にはB類型が指定されている。また、水生生物の保全に係る環境基準については小櫃川及び御腹川の全域に生物Bが指定されている。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「エ. ダイオキシン類」の項に記載する。

b. 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表3-2-8.9に示すとおりである。

表3-2 8.7(1) 水質汚濁に係る環境基準

【人の健康の保護に関する環境基準(全公共用水域)】

項目	基準値	達成期間	該当水域
カドミウム	0.003 mg/L以下	設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。	全公共用水域
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01 mg/L以下		
六価クロム	0.05 mg/L以下		
砒素	0.01 mg/L以下		
総水銀	0.0005 mg/L以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
PCB	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下		
四塩化炭素	0.002 mg/L以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下		
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下		
チウラム	0.006 mg/L以下		
シマジン	0.003 mg/L以下		
チオベンカルブ	0.02mg/L以下		
ベンゼン	0.01 mg/L以下		
セレン	0.01 mg/L以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下		
ふっ素	0.8 mg/L以下		
ほう素	1 mg/L以下		
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下		

- 注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2) 「検出されないこと」とは、当該項目毎に指定された測定方法により測定した場合において、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
 3) 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
 4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

「昭和46年 環告第59号」
 「平成26年 環告第126号」

表 3-2-8.7 (2) 水質汚濁に係る環境基準

【生活環境の保全に関する環境基準(河川(湖沼を除く))】

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/ 100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	同上	2 mg/L 以下	同上	同上	1,000MPN/ 100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	同上	3 mg/L 以下	同上	5 mg/L 以上	5,000MPN/ 100ml以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	同上	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	同上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	同上	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	同上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)						

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

4) 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

「昭和46年 環告第59号」

「平成26年 環告第126号」

イ

項目 類型	水生生物の生息状況 の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下	
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。					

「昭和46年 環告第59号」
「平成26年 環告第126号」

表3-2-8.8(1) 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（B・D等）

水域名称	範囲	水域類型	達成期間
小櫃川上流	御腹川合流点より上流で亀山ダム貯水池を除く	A	イ
小櫃川下流	御腹川合流点より下流	B	ロ
御腹川	全域	A	ロ

注) イ：直ちに達成
ロ：5年以内で及格的すみやかに達成

小櫃川上流：「平成5年 千葉県告示第377号の4」
小櫃川下流、御腹川：「平成48年 千葉県告示第605号」

表3-2-8.8(2) 水質汚濁に係る環境基準の類型を当てはめる水域の指定（水生生物）

水域名称	範囲	水域類型	達成期間
小櫃川	全域	生物B	イ
御腹川	全域	生物B	イ

注) イ：直ちに達成

「平成23年 千葉県告示第798号」

表3 2-8.9 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	達成期間	対象
カドミウム	0.003 mg/L 以下	設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。	すべての地下水
全シアン	検出されないこと		
鉛	0.01 mg/L 以下		
六価クロム	0.05 mg/L 以下		
砒素	0.01 mg/L 以下		
総水銀	0.0005 mg/L 以下		
アルキル水銀	検出されないこと		
PCB	検出されないこと		
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下		
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下		
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下		
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下		
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下		
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下		
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下		
チウラム	0.006 mg/L 以下		
シマジン	0.003 mg/L 以下		
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下		
ベンゼン	0.01 mg/L 以下		
セレン	0.01 mg/L 以下		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下		
ふっ素	0.8 mg/L 以下		
ほう素	1 mg/L 以下		
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下		

- 注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2) 「検出されないこと」とは、当該項目毎に指定された測定方法により測定した場合において、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4) 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

「平成9年 環告第10号」
「平成26年 環告第127号」

(イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排水基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年総理府・厚生省令第1号)により、管理型の産業廃棄物の最終処分場の浸出水処理設備からの放流水の排水基準は、表3-2-8.10に示すとおり定められている。

(ウ) 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく排水基準

千葉県は「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」(昭和61年4月1日制定)第4条第6項の規定に基づく「廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」により、廃棄物の最終処分場からの放流水の排水基準を、表3-2-8.11に示すとおり定めている。

(エ) 君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に基づく排水基準

君津市は「君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例」(平成7年君津市条例第15号)により水道水源の水質を保全することが必要な地域として「水道水源水質保全地域」を指定し、指定地域内の廃棄物の最終処分場からの排水の水質の排水基準を、表3-2-8.12に示すとおり定めている。

事業実施区域は、水道水源水質保全地域に指定されている。

(オ) 水稻の生育に対する水質汚濁の目安(参考)

下流の御腹川流域で稲作が行われていることから、「農林公害ハンドブック(改訂版)」(平成2年3月千葉県農業試験場)に掲載されている水稻の生育に対する水質汚濁の目安としての値、化学的酸素要求量(COD); 8mg/L、全窒素(TN); 8mg/L、塩化物イオン濃度500~700 mg/Lを参考とする。

表3 2-8.10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく排水基準

項 目	排 水 基 準
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	・リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム以下
カドミウム及びその化合物	・リットルにつきカドミウム〇・〇三ミリグラム以下
鉛及びその化合物	・リットルにつき鉛〇・一ミリグラム以下
有機磷化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラエートロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	・リットルにつき一ミリグラム以下
六価クロム化合物	・リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム以下
砒素及びその化合物	・リットルにつき砒素〇・一ミリグラム以下
シアン化合物	・リットルにつきシアン一ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	・リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下
トリクロロエチレン	・リットルにつき〇・三ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	・リットルにつき〇・一ミリグラム以下
ジクロロメタン	・リットルにつき〇・二ミリグラム以下
四塩化炭素	・リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
・一・ジクロロエタン	・リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下
・一・一・ジクロロエチレン	・リットルにつき一ミリグラム以下
シス・一・一・一・ジクロロエチレン	・リットルにつき〇・四ミリグラム以下
・一・一・一・トリクロロエタン	・リットルにつき三ミリグラム以下
・一・一・一・トリクロロエタン	・リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
一・三・ジクロロプロペン	・リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下
チウラム	・リットルにつき〇・〇六ミリグラム以下
シマジン	・リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下
チオベンカルブ	・リットルにつき〇・二ミリグラム以下
ベンゼン	・リットルにつき〇・一ミリグラム以下
セレン及びその化合物	・リットルにつきセレン〇・一ミリグラム以下
・一・四・ジオキシン	・リットルにつき〇・五ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	海城以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素五〇ミリグラム以下 海城に排出されるもの一リットルにつき、当分の間、ほう素二〇三〇ミリグラム以下
ふつ素及びその化合物	・リットルにつきふつ素一五ミリグラム以下(海城以外の公共用水域に排出されるものは、当分の間、適用するものとする。)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	・リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量二〇〇ミリグラム以下
水素イオン濃度(水素指数)	海城以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下 海城に排出されるもの五・〇以上九・〇以下
生物化学的酸素要求量	・リットルにつき六〇ミリグラム以下
化学的酸素要求量	・リットルにつき九〇ミリグラム以下
浮遊物質	・リットルにつき六〇ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	・リットルにつき五ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動物油脂類含有量)	・リットルにつき三〇ミリグラム以下
フェノール類含有量	・リットルにつき五ミリグラム以下
銅含有量	・リットルにつき三ミリグラム以下
亜鉛含有量	・リットルにつき二ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	・リットルにつき一〇ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	・リットルにつき一〇ミリグラム以下
クロム含有量	・リットルにつき二ミリグラム以下
大腸菌数	一立方センチメートルにつき日間平均三、〇〇〇個以下
窒素含有量	・リットルにつき一・二〇(日間平均六〇)ミリグラム以下
燐含有量	・リットルにつき一・六(日間平均八)ミリグラム以下
備 考	<p>1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 「日間平均」とによる排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>3 海城及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。</p> <p>4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海城(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が・リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海城及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p> <p>5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海城として環境大臣が定める海城及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。</p>

「昭和52年 総理府・厚生省令第1号」

表3 2-8.11 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく排水基準

	項 目	排 水 基 準
有害物質関係	(1) カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
	(2) シアン化合物	不検出
	(3) 有機燐化合物	不検出
	(4) 鉛及びその化合物	0.1mg/L
	(5) 六価クロム化合物	0.05mg/L
	(6) 砒素及びその化合物	0.05mg/L
	(7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
	(8) アルキル水銀化合物	不検出
	(9) PCB	不検出
	(10) トリクロロエチレン	0.1mg/L
	(11) テトラクロロエチレン	0.1mg/L
	(12) ジクロロメタン	0.2mg/L
	(13) 四塩化炭素	0.02mg/L
	(14) 1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L
	(15) 1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L
	(16) シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
	(17) 1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
	(18) 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
	(19) 1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
	(20) チウラム	0.06mg/L
	(21) シマジン	0.03mg/L
	(22) チオベンカルブ	0.2mg/L
	(23) ベンゼン	0.1mg/L
	(24) セレン及びその化合物	0.1mg/L
	(25) ほう素及びその化合物	海域230mg/L 海域以外10mg/L
	(26) ふっ素及びその化合物	海域10mg/L (15mg/L) ※1 海域以外8mg/L
	(27) アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L
	(28) 1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L (10mg/L) ※2
有害物質以外	(1) 水素イオン濃度指数	海域5.0~9.0 海域以外5.8~8.6
	(2) 生物化学的酸素要求量 ※3	20mg/L (10mg/L) ※5
	(3) 化学的酸素要求量 ※4	20mg/L (10mg/L) ※5
	(4) 浮遊物質	40mg/L (20mg/L) ※5
	(5) 鉱油類含有量	3mg/L (2mg/L) ※5
	(6) 動植物油脂類含有量	5mg/L (3mg/L) ※5
	(7) フェノール類含有量	0.5mg/L
	(8) 銅含有量	1mg/L
	(9) 亜鉛含有量	1mg/L
	(10) 溶解性鉄含有量	5mg/L (1mg/L) ※5
	(11) 溶解性マンガン含有量	5mg/L (1mg/L) ※5
	(12) クロム含有量	0.5mg/L
	(13) 大腸菌群数	3,000個/cm ³
	(14) 窒素含有量 ※6	120mg/L 《日間平均60mg/L》 ※7
	(15) 燐含有量 ※6	16mg/L 《日間平均8mg/L》 ※7

注) ※1 : () 内値は排水量 30 m³/日以上。

※2 : 規則附則(平成25年2月21日環境省令第3号)第2条から第5条の経過措置が適用される間、括弧内の基準値を適用。

※3 : 生物化学的酸素要求量は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出する場合に限り適用。

※4 : 化学的酸素要求量は、海域及び湖沼に排出する場合に限り適用。

※5 : () 内値は排水量 500 m³/日以上。

※6 : 日間平均による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※7 : 《 》内値は東京湾に排出する場合にあわせて適用。

出典:千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱集(平成28年3月 千葉県環境生活部廃棄物指導課)

表 3-2-8.12 君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例に基づく排水基準

	項 目	許 容 限 度
人の健康に係る被害を生じおそれがある物質	カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.01mg/L
	シアン化合物	検出されないこと
	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNに限る。)	検出されないこと
	鉛及びその化合物	鉛 0.1mg/L
	六価クロム及びその化合物	六価クロム 0.05mg/L
	砒素及びその化合物	砒素 0.05mg/L
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.0005mg/L
	アルキル水銀化合物	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.3mg/L
	テトラクロロエチレン	0.1mg/L
	ジクロロメタン	0.2mg/L
	四塩化炭素	0.02mg/L
	1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/L
	1, 1-ジクロロエチレン	1mg/L
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/L
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/L
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
	チウラム(チラム)	0.06mg/L
	シマジン(CAT)	0.03mg/L
	チオベンカルブ	0.2mg/L
	ベンゼン	0.1mg/L
	セレン及びその化合物	セレン 0.1mg/L
	ほう素及びその化合物	ほう素 10mg/L
	ふっ素及びその化合物	ふっ素 8mg/L
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
	1, 4-ジオキサン	0.5mg/L
	上記以外の排水の汚染状態に係るもの	
		水素イオン濃度
	生物化学的酸素要求量	20mg/L
	化学的酸素要求量	20mg/L
	浮遊物質	40mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	3mg/L
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	5mg/L
	フェノール類含有量	0.5mg/L
	銅含有量	1mg/L
	亜鉛含有量	1mg/L
	溶解性鉄含有量	5mg/L
	溶解性マンガン含有量	5mg/L
	クロム含有量	0.5mg/L
	大腸菌群数	3,000 個/cm ³
	窒素含有量	120mg/L
	りん含有量	16mg/L
検定方法		
排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号)に定める方法		

〔平成 7 年 君津市規則第 25 号〕

ウ. 土壌汚染

(ア) 環境基準

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準は、表3-2-8.13に示すとおりである。なお、ダイオキシン類に係る環境基準は、「エ. ダイオキシン類」の項に記す。

(イ) 農用地土壌汚染対策地域の指定要件

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地上壌汚染対策地域の指定要件（要点拨粹）は、表3-2-8.14に示すとおりである。

事業実施区域及び周辺においては農用地土壌汚染対策地域の指定はない。

(ウ) 土壌汚染対策法による指定区域の指定基準

土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定に係る基準は、表3-2-8.15に示すとおりである。

事業実施区域及び周辺においては指定区域の指定はない。

表3 2-8.13 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地においては米 1kg につき 0.4mg 以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機燐	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
PCB	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること

この環境基準は、汚染がもっぱら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の土表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

備考：1) 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3) 「検液中に検出されないこと」とは、当該測定項目毎に指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4) 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE.P.Nをいう。

「平成 22 年 6 月 環告第 37 号」

表 3-2 8.14 農用地土壌汚染対策地域の指定要件(要点拨粋)

特定物質物質	カドミウム及びその化合物	銅及びその化合物	砒素及びその化合物
指定基準	米 1 kgにつき 0.4 mg以上	土壌 1 kgにつき 125 mg以上 (田に限る)	土壌 1 kgにつき 15 mg以上 (田に限る)

「昭和 46 年 政令第 204 号」

表 3-2-8.15 土壌汚染対策法による指定区域の指定基準

	項 目	溶出量基準	含有量基準
第一種特定有害物質	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/L 以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	
	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	
	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	
	トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	
	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	
	第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/L 以下
六価クロム化合物		0.05 mg/L 以下	250 mg/kg 以下
シアン化合物		検出されないこと	(遊離シアン) 50 mg/kg 以下
水銀及びその化合物		水銀が 0.0005 mg/L 以下、 かつ、アルキル水銀が検出 されないこと	15 mg/kg 以下
セレン及びその化合物		0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
鉛及びその化合物		0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
砒素及びその化合物		0.01 mg/L 以下	150 mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下	4,000 mg/kg 以下
	シマジン	0.003 mg/L 以下	
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
	チウラム	0.006 mg/L 以下	
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	
有機りん化合物	検出されないこと		

「平成 14 年 環令第 29 号」

エ. ダイオキシン類

(ア) 環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表3-2-8.16に示すとおりである。

表3-2-8.16 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質の汚染を除く)	1 pg-TEQ/L以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考：1) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2) 大気及び水質(水底の底質を除く)の基準値は、年間平均値とする。 3) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

- 注1) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない
2) 水質(水底の底質の汚染を除く)の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する
3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する
4) 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない

〔平成11年 環告第68号〕

(イ) 維持管理の基準

最終処分場からの放流水については、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年 総理府・厚生省令第2号)により放流水の濃度の許容限度が定められており、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(平成11年 総理府令第67号)に定められている許容限度(10 pg-TEQ/L)に適合するよう維持することとされている。

オ. 騒音

(ア) 環境基準

環境基本法に基づく騒音に係る環境基準は、一般地域、道路に面する地域、飛行場周辺の地域、新幹線沿線の地域別に設定されている。

一般地域及び道路に面する地域の騒音に係る環境基準は表3-2-8.17、環境基準の類型を当てはめる地域は、表3-2-8.18に示すとおりである。

事業実施区域は、用途地域が指定されていない地域であることから、環境基準は当てはめられていない。

表3 2-8.17 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50dB以下	40dB以下
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする

2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする

3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする

4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする

5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70dB以下	65dB以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあつては45dB以下、夜間にあつては40dB以下)によることができる。	

〔平成10年 環告第64号〕

表3-2-8.18 環境基準の類型を当てはめる地域の指定

地域の類型	指定地域
A	第1種区域
B	第2種区域（第1特別地域を除く）
C	第3種区域、第4種区域（工業専用地域を除く）、第1特別地域

注) 指定地域の区分の詳細は表3-2-8.19の備考2に示す。

〔平成24年 君津市告示第42号〕

(イ) 規制基準等

a. 特定工場騒音

騒音規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定工場騒音に係る規制の状況は表3-2-8.19に示すとおりである。

事業実施区域は、君津市環境保全条例により「その他の区域」に指定されている。

表3-2-8.19 騒音規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定工場等に係る規制基準

時間区分 区域区分	昼間：午前8時から午後7時 まで	朝・夕：午前6時から午前8時まで 及び午後7時から午後10時まで	夜：午後10時から翌日の午前 6時まで
第1種区域	50 dB以下	45 dB以下	40 dB以下
第2種区域	55 dB以下	50 dB以下	45 dB以下
第3種区域	65 dB以下	60 dB以下	50 dB以下
第4種区域	70 dB以下	65 dB以下	60 dB以下
その他の区域 (市条例)	60dB以下	55dB以下	50dB以下

備考

1 第2種区域、第3種区域及び第4種区域に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5dBを減じた値を基準値とする。

2 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は、次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
第2種区域	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び第1特別地域(準工業地域及び工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域をいう。)並びに大字泉字南田、竹ノ下、越廬、泉谷、泉台及び鍛冶屋前の全部の地域、大字中島字タカギワ、ボチャシキ、和印下、久保田及び木ノ下の全部の地域、大字法木作字西畑88番の1地先から大字六手字沖田351番の3地先までの県道荻作君津線の両側200メートルの地域、大字六手字沖田259番の4地先から大字中島字中島292番の9地先までの市道六手中島線の両側200メートルの地域、大字中島字北原H1647番の3地先から大字福岡字西根472番の1地先までの市道君津清和線の両側200メートルの地域、大字福岡字西根473番の1地先から宇高原218番の1地先までの県道小櫃佐賀線の両側200メートルの地域、大字福岡字高原217番の1地先から大字西栗倉字田緑132番の1地先までの市道君津清和線の両側200メートルの地域、大字西栗倉字天神131番の2地先から130番の1地先までの県道久留里鹿野山湊線の両側200メートルの地域、大字塚原字代畑111番の1地先から字仲町69番の2地先までの市道塚原行馬線の両側200メートルの地域、大字西栗倉字湯ノ上120番の1地先から大字東栗倉字七福415番の1地先までの国道465号の両側200メートルの地域、大字内箕輪1丁目27番の1地先から大字東栗倉字七福415番の2地先までの県道君津鴨川線の両側100メートルの地域のうち第1種区域又は第3種区域に含まれる地域を除く地域、大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、大字青柳字スタレ172番の2地先から木更津市境界までの国道410号の両側200メートルの地域、大字吉野字尾代場180番の1地先から大字末吉字後衍898番地先までの県道加茂木更津線の両側100メートルの地域、大字末吉字大六天583番の3地先から大字三田字毛無田270番の1地先までの県道加茂木更津線の両側100メートルの地域、大字吉野字尾代場180番の1地先から宇走口117番地先までの市道川谷小櫃線の両側100メートルの地域、大字小市部字橋戸の全部の地域並びに大字久留里市場の全部の地域及び大字久留里字安住の全部の地域のうち第3種区域に含まれる地域を除く地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第1特別地域を除く。)及び第2特別地域(工業地域及び工業専用地域のうち第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域に接する地域であり第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。)並びに大字久留里市場字上町55番の2地先から字下町595番地先までの国道410号の両側50メートルの地域
第4種区域	工業地域(ただし、第2特別地域を除く。)及び工業専用地域
その他の区域	第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域以外の地域

「平成24年 君津市告示第39号」

「平成15年 君津市規則第37号」

b. 特定建設作業騒音

騒音規制法に基づく特定建設作業に係る規制の状況は表3-2-8.20(1)に示すとおりである。

事業実施区域及びその周辺は、規制地域に指定されていない。

表3-2-8.20(1) 騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

地域の区分	敷地の境界における騒音の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	85dBを超えないこと	午後7時から翌日午前7時まで	10時間を超えない	連続6日間を超えない	日曜日 その他の休日
第2号区域	85dBを超えないこと	午後10時から翌日午前6時まで	14時間を超えない		

注) 第1号区域：表3-2-8.19の備考2に示す第1種区域、第2種区域及び第3種区域、第4種区域のうち学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域

第2号区域：君津市告示第38号で指定されている区域のうち第1号区域以外の区域

〔昭和43年厚生省、建設省告示第1号〕

〔平成24年君津市告示第40号〕

また、君津市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制の状況は表3-2-8.20(2)に示すとおりである。

事業実施区域は、規制地域に指定されていない。

表3-2-8.20(2) 君津市環境保全条例に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

特定建設作業の種類 ^{注)}	1～5	6～10
敷地境界線における騒音の限度	85 dB	80 dB
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで	
1日における延べ時間数	10時間以内	
同一場所における作業期間	連続して6日以内	
日曜日その他の休日における作業	禁止	

注) 特定建設作業の種類は以下のとおりである(表中の数字と対応する。)

- 1: くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
- 2: びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業
- 3: さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- 4: 空気圧縮機(電動機以外の電動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5: コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方m以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6: 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 7: 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- 8: ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- 9: ブルドーザー、パワーショベル、バックホーその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業
- 10: 振動ローラーを使用する作業

〔平成15年君津市規則第37号〕

c. 特定作業騒音

君津市環境保全条例によれば、特定作業に係る騒音規制の状況は表3-2-8.19に示すとおり定められている。事業実施区域は、君津市環境保全条例により「その他の区域」に指定されている。なお、市原市では特定作業騒音に係る規制は行われていない。

d. 自動車騒音

騒音規制法に基づく指定地域内の自動車騒音の要請限度は、表3-2 8.21, 22に示すとおりである。

事業実施区域及びその周辺は、規制地域に指定されていない。

表3-2 8.21 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	限 度	
		昼 間	夜 間
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65dB	55dB
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70dB	65dB
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75dB	70dB

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

- 2) a 区域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3) b 区域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4) c 区域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域（二車線以上の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。）に係る限度は次表に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する区域の自動車騒音の限度	
昼 間	夜 間
75dB	70dB

「平成12年 総理府令第15号」

表3-2 8.22 自動車騒音の限度の区域の区分を当てはめる地域の指定

区域の区分	指 定 地 域
a	第1種区域
b	第2種区域
c	第3種区域、第4種区域

注) 指定地域の区分の詳細は表3-2 8.19の備考2に示す。

「平成24年 君津市告示第41号」

カ. 振 動

(ア) 特定工場振動

振動規制法に基づく特定工場振動に係る規制の状況は表3-2-8.23 に示すとおりである。

事業実施区域は、君津市環境保全条例により「その他の区域」に指定されている。

表3-2-8.23 振動規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定工場等の規制基準

区域区分	時間区分	昼間：午前8時から午後7時まで	夜間：午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域		60dB以下	55dB以下
第2種区域		65dB以下	60dB以下
その他の区域（市条例）		60dB以下	55dB以下

備考

1 第1種区域及び第2種区域に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5dBを減じた値を基準値とする。

2 第1種区域及び第2種区域の区分は、次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに大字泉字南田、竹ノ下、越福、景谷、泉台及び鍛冶屋前の全部の地域、大字中島字タカギリ、ボチャシキ、和国下、久保田及び木ノ下の全部の地域、大字法木作字西畑88番の1地先から大字六平字沖田351番の3地先までの県道荻作君津線の両側200メートルの地域、大字六平字沖田259番の4地先から大字中島字中島292番の9地先までの市道六平中島線の両側200メートルの地域、大字中島字北原田647番の3地先から大字福岡字西根472番の1地先までの市道君津清和線の両側200メートルの地域、大字福岡字西根473番の1地先から字高原218番の1地先までの県道小瀬佐貫線の両側200メートルの地域、大字福岡字高原217番の1地先から大字西栗倉字田縁132番の1地先までの市道君津清和線の両側200メートルの地域、大字西栗倉字天神131番の2地先から130番の1地先までの県道久留里鹿野山湊線の両側200メートルの地域、大字塚原字代畑111番の1地先から字仲町69番の2地先までの市道塚原行馬線の両側200メートルの地域、大字西栗倉字湯ノ上120番の1地先から大字東栗倉字七福415番の1地先までの国道465号の両側200メートルの地域、大字内箕輪1丁目27番の1地先から大字東栗倉字七福415番の2地先までの県道君津鴨川線の両側100メートルの地域のうち第2種区域に含まれる地域を除く地域、大字青柳字太王原及び草天下原の全部の地域、大字青柳字スグレ172番の2地先から木更津市境界までの国道410号の両側200メートルの地域、大字吉野字屋代場180番の1地先から大字末吉字後宿898番地先までの県道加茂木更津線の両側100メートルの地域、大字末吉字大六天583番の3地先から大字三田字毛無田270番の1地先までの県道加茂木更津線の両側100メートルの地域、大字吉野字尾代場180番の1地先から字志田117番地先までの市道川谷小瀬線の両側100メートルの地域、大字小市部字橋戸の全部の地域並びに大字久留里市場及び大字久留里字安住のうち第2種区域に含まれる地域を除く地域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに大字久留里市場字上町55番の2地先から字下町595番地先までの国道410号の両側50メートルの地域
その他の区域	第1種区域及び第2種区域以外の区域(ただし、工業専用地域を除く。)

〔平成24年 君津市告示第44号〕

〔平成15年 君津市規則第37号〕

(イ) 特定建設作業振動

振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制の状況は、表3-2-8.24(1) に示すとおりである。

事業実施区域は、規制地域に指定されていない。

表3-2-8.24(1) 振動規制法に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

地域の区分	敷地の境界における振動の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	75dBを超えないこと	午後7時から翌日午前7時まで	10時間を超えない	連続6日間を超えない	日曜日 その他の休日
第2号区域		午後10時から翌日午前6時まで	14時間を超えない		

注) 第1号区域：表3-2-8.23の備考2に示す第1種区域、第2種区域、ただし、工業地域については、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの80m以内の区域に限る。

第2号区域：君津市告示第43号で指定されている区域のうち第1号区域以外の区域

「昭和51年 総理府令第58号」

「平成24年 君津市告示第45号」

また、君津市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る規制の状況は、表3-2-8.24(2)に示すとおりである。

事業実施区域は、規制地域に指定されていない。

表3-2-8.24(2) 君津市環境保全条例に基づく特定建設作業振動に係る規制基準

特定建設作業の種類 ^(注)	1、4、6～10
敷地境界線における振動の限度	75 dB
作業禁止時間	午後7時から翌日の午前7時まで
1日における延べ時間数	10時間以内
同一場所における作業期間	連続して6日以内
日曜日その他の休日における作業	禁止

注) 特定建設作業の種類は、騒音の表3-2-8.20(2)の注に示す(表中の数字と対応する。)

「平成15年 君津市規則第37号」

(ウ) 特定作業振動

君津市環境保全条例によれば、特定作業に係る振動規制の状況は表3-2-8.23に示すとおり定められている。事業実施区域は、君津市環境保全条例により「その他の区域」に指定されている。

(エ) 道路交通振動

振動規制法に基づく指定地域内の道路交通振動の要請限度は、表3-2-8.25に示すとおりである。

事業実施区域は、指定区域外となっている。

表3-2-8.25 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域区分	時間区分	
	限 度	
第1種区域	昼間：午前8時から午後7時まで	夜間：午後7時から翌日の午前8時まで
第2種区域	65dB	60dB
第2種区域	70dB	65dB

注) 指定地域の区分の詳細は表3-2-8.23の備考2に示す。

「昭和51年 総理府令第58号」

「平成24年 君津市告示第46号」

キ. 悪 臭

(ア) 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、①敷地境界線の地表における大気中の特定悪臭物質の濃度、②事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における気体中の特定悪臭物質の濃度、③事業場から排出されるものの当該事業場の敷地外における排出水中の特定悪臭物質の濃度について、規制基準が定められている。

敷地境界線の地表における大気中の特定悪臭物質の君津市の規制基準は、表 3-2-8.26、排出口における気体中の特定悪臭物質の規制基準は、表 3-2-8.27、排出水中の特定悪臭物質の規制基準は、表 3-2-8.28 に示すとおりである。

君津市では、都市計画法に基づく用途地域を悪臭規制地域としており、事業実施区域には、悪臭規制地域の指定はない。

また、市原市でも都市計画法に基づく用途地域を悪臭の規制地域としており、事業実施区域に近接する地域には悪臭の規制地域の指定はない。

表 3-2-8.26 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

特定悪臭物質の種類	規 制 基 準 (ppm)
アンモニア	1 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下
硫化水素	0.02 以下
硫化メチル	0.01 以下
二硫化メチル	0.009 以下
トリメチルアミン	0.005 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下
イソバレルアルデヒド	0.003 以下
イソブタノール	0.9 以下
酢酸エチル	3 以下
メチルイソブチルケトン	1 以下
トルエン	10 以下
スチレン	0.4 以下
キシレン	1 以下
プロピオン酸	0.03 以下
ノルマル酪酸	0.001 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 以下
イソ吉草酸	0.001 以下

「平成 24 年 君津市告示第 47 号」

表 3-2-8.27 排出口における気体中の特定悪臭物質の規制基準

排出口における特定悪臭物質の規制基準は、次式により算出して得た流量とする。

$$q = 0.108 \times H_0^2 \times C_0$$

q : 流量(単位は、0°C、1気圧の状態に換算した m³/時)
 H_0 : 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(m)
 C_0 : 以下に示す敷地境界の地表における大気中の規制基準値

対象とする特定悪臭物質	規制基準 C_0 (ppm)
アンモニア	1 以下
硫化水素	0.02 以下
トリメチルアミン	0.005 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下
ノルマルパレルアルデヒド	0.009 以下
イソパレルアルデヒド	0.003 以下
イソブタノール	0.9 以下
酢酸エチル	3 以下
メチルイソブチルケトン	1 以下
トルエン	10 以下
キシレン	1 以下

「昭和 47 年 総令第 39 号」
 「平成 24 年 君津市告示第 47 号」

表 3-2-8.28 排水水中の特定悪臭物質の規制基準

対象とする特定悪臭物質	排水の量 (m ³ /秒)	規制基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.007 以下
	0.1 を超える	0.002 以下
硫化水素	0.001 以下	0.1 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.02 以下
	0.1 を超える	0.005 以下
硫化メチル	0.001 以下	0.3 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.07 以下
	0.1 を超える	0.01 以下
二硫化メチル	0.001 以下	0.6 以下
	0.001 を超え 0.1 以下	0.1 以下
	0.1 を超える	0.03 以下

注) 有効数字 1 桁で判断する。(測定値も有効数字 1 桁)

「昭和 47 年 総令第 39 号」
 「平成 24 年 君津市告示第 47 号」

(イ) 千葉県による指導

千葉県は、臭気濃度の目標値を表3-2-8.29に示すとおり定めており、事業実施区域は「工業団地を除く未指定地域」に該当している。

表3-2-8.29 臭気濃度の千葉県指導目標値

地域区分	排出口	敷地境界
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	500程度	15程度
近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業団地を除く未指定地域	1,000程度	20程度
工業地域、工業専用地域、工業団地	2,000程度	25程度

「悪臭防止対策の指針」(昭和56年6月大第90号千葉県環境部長通知)

(ウ) 君津市環境保全条例による規制

君津市では、君津市環境保全条例により悪臭に係る規制基準を『周囲の環境等に照らし、悪臭を発生し、排出し、又は飛散する場所の周辺の人々が著しく不快を感じると認められない程度』と定めている。

この規制は君津市全域を対象としたものであり、事業実施区域は、この規制基準の適用を受ける。

ク. 地盤沈下

千葉県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護するとともに地盤沈下を未然に防止する観点から、千葉県環境保全条例による地下水採取規制地域(指定地域)の設定により、地下水採取の規制を行っており、君津市では、市全域が指定地域となっている。指定地域内では、揚水施設(揚水機の吐出口断面積が6cm²を超えるもの)により地下水を汲み上げ、「特定用途」に利用しようとするときは、吐出口の断面積に応じて知事(21cm²以上)または市長(21cm²未満)の許可を要することとなっている。また、君津市環境保全条例では、県条例に定める特定用途以外の目的で揚水施設を設置しようとするときは、特定施設として届出を義務付けている。さらに、規制対象外の井戸(揚水機の吐出口断面積が6cm²以下)の設置についても、現地の確認等を実施している。

事業実施区域は、これらの規制の適用を受ける。

ケ. 温室効果ガス

地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）及び第3回気候変動枠組条約締結国会議（京都会議）の経過を踏まえ、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であるとして、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定された。

この法律に基づき、平成18年4月に「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」が施行されている。これは、温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定することで、自らの排出実態を認識し、自主的取り組みのための基盤を確立するとともに、排出量の情報を可視化することにより、国民・事業者全般の自主的取組を促進し、その気運を高めることを目指したものである。

本制度においては、①温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出を伴う活動（排出活動）が行われ、かつ、当該排出活動に伴う排出量の合計量が当該温室効果ガスの種類ごとにCO₂換算で3,000トン以上、②事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上、の2要件とも合致する事業所については、毎年度、事業所等ごとに、温室効果ガス排出量等の報告事項を事業所管大臣に報告しなければならない。

新井総合施設株式会社は特定排出者（主たる事業：産業廃棄物処理業）として毎年度、環境大臣に「温室効果ガス算定排出量等の報告書」を提出している。

（4）国土保全に係る指定及び規制の状況

事業実施区域周辺における国土保全に係る法令等による指定地等の状況は図3-2-8.3に示すとおりであり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域、砂防法に基づく砂防指定地及び森林法に基づく保安林があるが、事業実施区域にはそれらの指定はない。

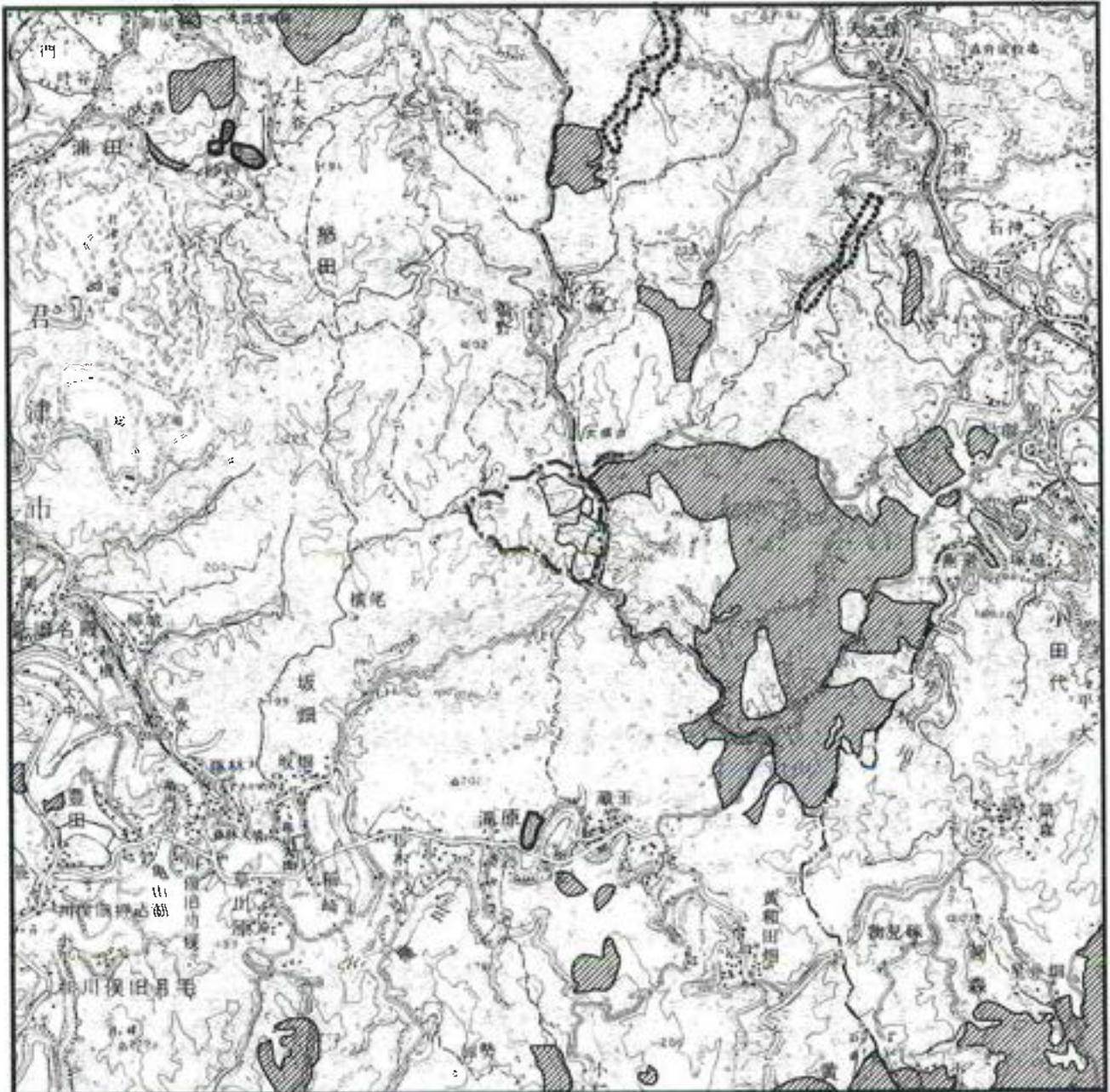


図3-2-8.3 国土保全に係る指定地等位置図

凡 例

-  急傾斜地崩壊危険区域
-  砂防指定地
-  保安林

出典：「千葉県土地利用規制等現況図」（平成11年3月 千葉県企画部企画課）
 「千葉県土地利用基本計画図」（平成22年3月 千葉県）
 「土砂災害危険箇所図 No.55, 56, 61, 62」（千葉県ホームページ）
 「急傾斜地崩壊危険区域」（千葉県ホームページ）

対象事業実施区域



1 : 50,000



(5) 文化財の指定状況

ア. 指定文化財

事業実施区域及びその周辺における指定文化財の分布状況は、表3-2-8.30及び図3-2-8.4に示すとおりである。

事業実施区域の北東約300mに位置する大福山自然林は県指定の天然記念物に指定されているが、事業実施区域内には指定文化財はない。

表3-2-8.30 指定文化財の状況

区分	名称	所在地	指定年月日	備考
県指定	天然記念物	大福山自然林	市原市石塚 字杉賀畑546	昭和47年1月28日 千葉県文化財保護条例
市指定	建造物	大日堂	君津市怒田 1742の1	昭和50年8月4日 君津市文化財の保護に関する条例

出典：「千葉県の文化財の指定状況」（千葉県教育委員会ホームページ）

「平成25年版 君津市統計書（平成27年3月発行）」（君津市ホームページ）

イ. 埋蔵文化財

事業実施区域及びその周辺における周知の埋蔵文化財の分布状況は、表3-2-8.31及び図3-2-8.5に示すとおりである。

事業実施区域内には、埋蔵文化財の分布はない。



図3-2-8.4 指定文化財等位置図

凡 例

- 県指定文化財
- 市指定文化財

出典：「千葉県の文化財の指定状況」（千葉県教育委員会ホームページ）
 平成25年版「君津市統計書」（平成27年3月発行）
 （君津市ホームページ）

対象事業実施区域



1 : 50,000

0 500 1,000 2,000m



表3 2 8.31(1) 埋蔵文化財の状況(君津市)

市町	番号	遺跡名	所在地	種別	時代	立地・現状	遺構・遺物
君津市	1	大門遺跡 (ダイモン)	清山字大門	包蔵地	縄文, 弥生, 古墳	段丘上・畑	縄文土器, 弥生土器, 土師器
	2	久留里城跡 (クルリ)	久留里字城山	城館跡	中近世	山頂・山林, 水田, 宅地	曲輪, 腰曲輪, 空堀, 土塁, 土橋, 櫓台, 虎口, 井戸, 配石遺構・瓦, 漆喰塊, 鉄釘, 陶磁器, かわらけ, 宋銭, 江戸期銭, 木製品
	3	怒田砦跡 (ヌタ)	怒田字源台	城館跡	中世	丘陵上・山林	砦跡
	4	怒田遺跡 (ヌタ)	怒田字瓜倉	包蔵地	縄文	台地上・畑	縄文土器
	5	千本城跡・千本城遺跡 (センボン)	広岡	包蔵地, 城館跡, 生産跡	縄文, 中世	尾根上・山林	製鉄跡, 多郭雑形, 曲輪, 腰曲輪, 空堀, 土塁, 虎口・縄文土器, 磁器, 石製品, 鉄滓
	6	用替(大戸見・見附)遺跡 (ヨウガエ)	広岡字用替	包蔵地	縄文(早)	尾根上・山林	土壇, 炭窯・縄文土器, 黒曜石
	7	朝見塚 (アサミ)	大戸見字城ノ作	塚	中世	丘陵上・山林	—
	8	大戸城跡(大戸城ノ作遺跡) (オホト)	大戸見字城ノ作	包蔵地, 城館跡	縄文(早・前), 中世	丘陵上・畑, 山林	曲輪, 腰曲輪, 土塁, 空堀, 虎口・縄文土器, 石鏃, 砥石
	9	追善坊塚 (ツイセンボウ)	加名盛字下関, 石崎	塚	中近世	段丘上・山林	形状不明
	10	海老山遺跡 (エビヤマ)	加名盛字海老山	集落跡	縄文(中・後), 古墳	河岸段丘上・畑	住居跡, 灰跡, 土壇・縄文土器, 土師器, 土師片鏃
	11	柳城城跡 (ヤナシロ)	柳城字峰	城館跡	戦国	丘陵上・山林, 畑, 宅地	曲輪, 腰曲輪, 空堀, 土橋, 櫓台
	12	高水城跡 (タカミズ)	高水字宝来	城館跡	戦国	丘陵上・山林	曲輪, 腰曲輪, 空堀, 土塁
	13	藤林遺跡 (フジハヤシ)	藤林字寺ノ代	包蔵地, 集落跡	旧石器, 縄文(後)	段丘上・水田, 畑, 山林	旧石器遺物集中箇所, 住居跡, 竪穴状遺構, 土坑, 埋甕・縄文土器, 縄文石器
	14	豊山遺跡 (トヨタ)	豊山字上ノ台	集落跡	縄文(中・後)	段丘上・畑	住居跡, 土坑, 遺物包含層・縄文土器, 石斧, 石鏃
	15	前笹遺跡 (マエササ)	笹字前笹	包蔵地	縄文	段丘上・山林	縄文土器
	16	中笹遺跡 (ナカササ)	笹字中笹	包蔵地	縄文	段丘上・畑	縄文土器
	17	坂畑南遺跡 (サカハタミナミ)	坂畑字横尾	集落跡	縄文(中・後), 弥生, 古墳	段丘上・畑	住居跡・縄文土器, 弥生土器, 土師器
	18	坂畑遺跡 (サカハタ)	坂畑字広大寺	包蔵地	縄文	段丘上・畑・山林	縄文土器
	19	代谷遺跡 (ダイヤツ)	坂畑字代谷	包蔵地	縄文, 弥生	丘陵上・山林	縄文土器, 弥生土器
	20	荏柄城跡 (エガラ)	折木沢字居柄	城館跡	中世	丘陵上, 台地上・山林	直線連郭, 曲輪, 腰曲輪, 土塁, 土橋, 井戸
	21	滝原塚群 (タキハラ)	滝原字滝原代	塚	中近世	台地上・畑	供養塚, 円形 8.4×2m, 陶磁器, 銭貨(滝原塚第1号塚×3基)
	22	外原遺跡 (ソハラ)	釜生字外原	包蔵地	縄文	台地上・畑, 山林	縄文土器
	23	臼井台北遺跡 (ウスダイキタ)	蔵玉字隠畑	包蔵地	縄文(早・前・中)	丘陵上・畑	縄文土器, 打製石斧
	24	臼井台遺跡 (ウスダイ)	蔵玉字臼井台	包蔵地	縄文	台地上・畑, 山林	縄文土器
	25	亀山城跡 (カメヤマ)	蔵玉字堀ノ内	城館跡	縄文(中・後), 中世	独立丘・畑, 水田, 宅地	多郭雑形, 曲輪, 腰曲輪, 空堀, 土塁, 土橋, 虎口・縄文土器, 青磁碗, 陶磁器, 染付碗, 煙管

出典:「ふさの国文化財ナビゲーション」(千葉県教育委員会ホームページ)

表3-2・8.31(2) 埋蔵文化財の状況(市原市・大多喜町)

市町	番号	遺跡名	所在地	種別	時代	立地・現状	遺構・遺物
市原市	26	月崎城ノ縄城跡 (ツクリキジョウノツ)	月崎字城ノ越	城館跡	戦国	丘陵・山林	(550×210m), 郭, 空堀, 土塁
	27	長畑遺跡 (ナニハタ)	国本字長畑	包蔵地	古墳	河岸段丘面・畑	土師器
	28	大楠遺跡 (オオクス)	大久保字大楠	包蔵地	不明	河岸段丘面・水田	不明土器, 鉄滓, かわらけ
	29	仲谷遺跡 (ナカヤツ)	大久保字仲谷	包蔵地	縄文	河岸段丘面・畑	縄文土器
	30	中代遺跡 (ナカタエ)	石神字中代	包蔵地	縄文(中・後・晩)	河岸段丘面・畑	縄文土器, 石棒
	31	迎畑遺跡 (ムカエハタ)	朝生原字迎畑他	包蔵地	縄文	河岸段丘面・畑	縄文土器, 黒曜石片
	32	夕木城跡 (ユキギ)	戸面字夕木	城館跡	戦国～近世	台地上・山林, 宅地, 畑	(950×720m), 郭, 空堀, 土塁, 虎口, 井戸
	33	朝生原向遺跡 (アソウハラムコウ)	朝生原字向	包蔵地	縄文, 古墳	台地上・畑	縄文土器, 土師器
	34	井戸堀遺跡 (イトサ)	戸面字井戸堀, 朝生原字井戸沢	包蔵地	縄文	台地上・畑	縄文土器, 土製円盤, 黒曜石剥片, チャート剥片
	35	戸面向行人塚 (トツラムカニ)	戸面字向	塚	近世	台地斜面・山林	行人塚 3.3×1m
大多喜町	36	小田代上ノ代遺跡 (コタダイウエノダイ)	小田代字上ノ代	包蔵地	中・近世	丘陵上・畑, 水田	かわらけ, 陶器
	37	長崎遺跡 (ナガサキ)	小田代字長崎	包蔵地	縄文(早), 古墳, 奈良・平安, 中近世	段丘上・畑, 水田	縄文土器(稻荷台・田戸下層), 土師器, 陶器, 黒曜石
	38	北ノ原台下遺跡 (キタノハラダノシキ)	筒森字北ノ原台下	包蔵地	古墳, 中・近世	丘陵上・畑, 山林	土師器, 陶器
	39	草敷町遺跡 (クサシキマチ)	筒森字草敷町	包蔵地	中近世	丘陵上・墓地, 荒地	かわらけ, 陶器
	40	永島屋敷跡 (トガシマヤシキ)	筒森字堀ノ内	城館跡	中近世	台地上・宅地, 道路	郭, 水堀
	41	筒森野中遺跡 (ツツリノカ)	筒森字野中	包蔵地	縄文(前)	段丘上・水田	縄文土器
	42	限山塚 (カキリヤマ)	筒森字限山	古墳	古墳	丘陵斜面・山林	前方後円墳(25×15×3m)

出典:「ふきの国文化財ナビゲーション」(千葉県教育委員会ホームページ)

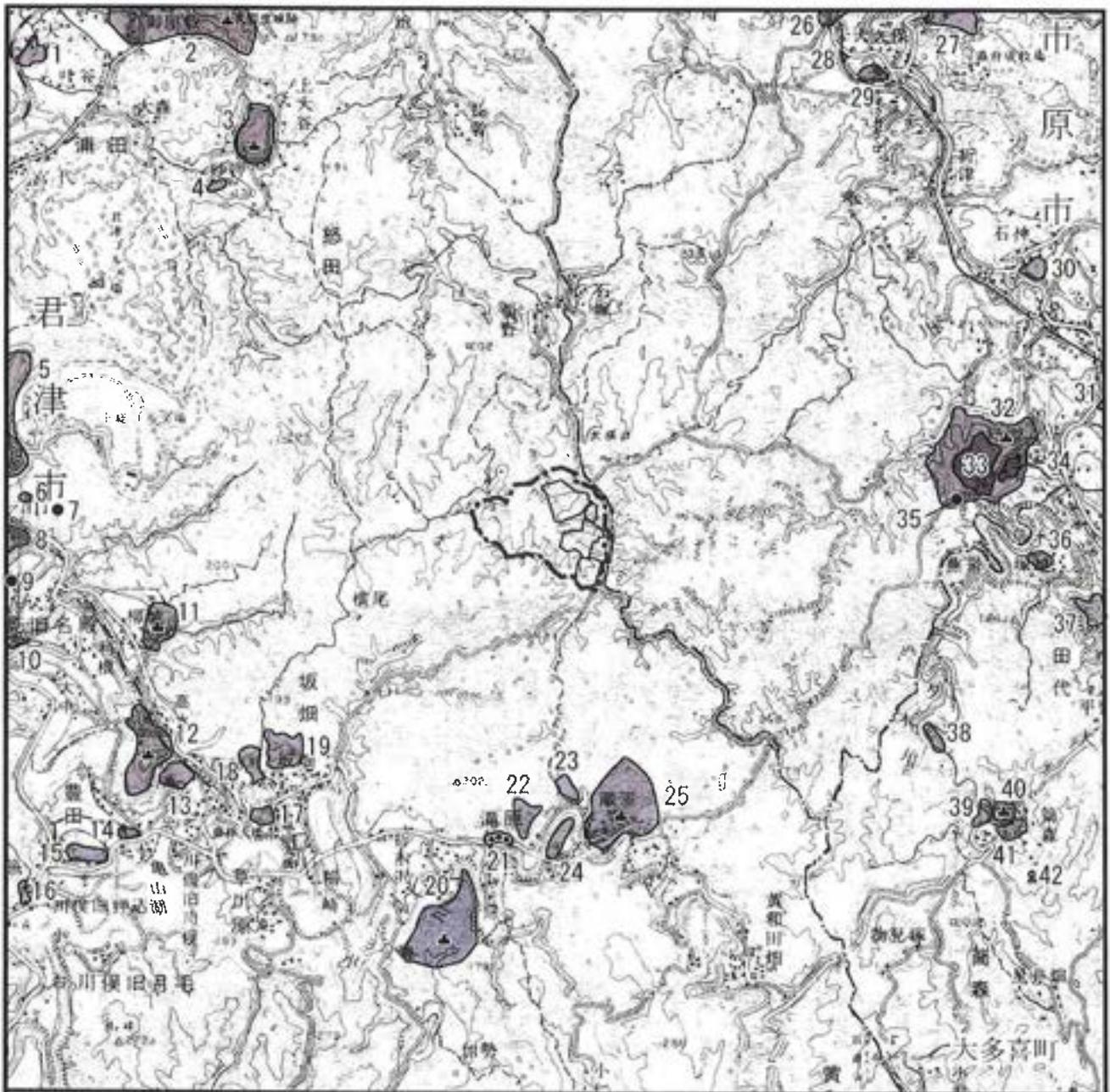


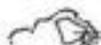
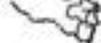
図3-2-8.5 埋蔵文化財分布図

凡 例

-  埋蔵文化財埋蔵地
-  城館跡
-  塚
-  古墳

注) 図中番号は表3-2-8.31(1), (2)に対応する。
 出典: ふさの国文化財ナビゲーション(千葉県教育委員会ホームページ)

対象事業実施区域

-  増設埋立地
-  既設埋立地



1 : 50,000



9. その他の事項

(1) 資源の利用の状況

ア. 温泉

事業実施区域周辺には、表3-2-9.1に示す温泉が分布している。
事業実施区域には、温泉の利用はない。

表3-2-9.1 温泉の状況

温泉名	所在地	泉質
亀山温泉	君津市豊山	塩化物泉
濃溝温泉	君津市笹	炭酸水素塩泉
七里川温泉	君津市黄和田畑	硫黄泉
養老温泉	市原市戸面	塩化物泉

出典：「君津市観光情報」（君津市ホームページ）

イ. 土石砂利採取

君津市及び市原市における土石砂利採取の状況は、表3-2-9.2に示すとおりである。

事業実施区域には、土石砂利採取はない。

表3-2-9.2 土石砂利採取の状況（平成23年度）

管内	砂利採取		土採取		岩石採取	
	採取場数	認可数量 (千 m^3)	採取場数	認可数量 (千 m^3)	採取場数	認可数量 (千 m^3)
保安課（千葉市、市原市）	11	830	1	10	—	—
君津地域振興事務所 （木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）	45	10,220	1	137	—	—
千葉県全体	93	13,041	34	726	7	3,495

出典：「データで見る千葉県の商工業」（平成25年3月 千葉県商工労働部）